

令和5年10月教育委員会議定例会 議事日程

日 時 令和5年10月26日(木)

午前9時30分より

場 所 二宮町役場 第一委員会室

- 1 開会宣言
- 2 署名委員の指名
- 3 教育長事務報告
- 4 付議事項
  - (1) 議案第13号 令和6年度二宮町公立学校教職員人事異動方針について
  - (2) 議案第14号 二宮町教育委員会表彰規程の一部を改正する規程について
  - (3) 議案第15号 体育施設の設置、管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 5 報告・協議事項
  - (1) 二宮町教育委員会表彰要綱の一部を改正する要綱について 資料 No. 1
  - (2) 令和5年度全国学力・学習状況調査の結果について 資料 No. 2
  - (3) 共同学校事務室設置について 資料 No. 3
  - (4) その他

\* 次回教育委員会議予定

- 6 閉会宣言



令和5年10月定例教育委員会議 教育長事務報告

(R5.9.29~R5.10.25)

月	日	曜日	内 容
9	29	金	定例教育委員会議
			教育委員学校訪問（二宮小学校）
9	30	土	社会福祉大会・ふれあい福祉のつどい
10	2	月	教育委員辞令交付式
10	3	火	政策会議
			神奈川県連合退職校長会「講演会」
10	4	水	小中学校校長会
			神奈川県町村教育長幹事会・総会
10	5	木	小中学校教頭会
10	6	金	ふたみ記念館 子ども作品展（山西小）観覧
10	10	火	防災研修会
			中地区教職員組合予算交渉会
10	13	金	二宮西中学校文化祭
			社会教育委員会議
10	14	土	二宮中学校文化祭
10	17	火	政策会議
			図書館協議会
			にのみや学園制服のあり方検討会
10	18	水	教育支援委員会
10	19	木	ガラスのうさぎ像平和と友情のつどい 反省会
10	20	金	中地区退職校長会 教育問題研究会
10	22	日	オレンジリボンたすきリレー



## 10月政策会議結果報告

令和5年10月3日（火）開催分

### 【町長あいさつ】

予算編成については、事業内容が本当に今の時代に即しているか検討し、課題を明らかにすることで改善に繋げ、変化を恐れず見直しを実施するよう心掛けること。

### 【主な付議案件】

- 1 令和6年度予算編成に伴う重点施策事業（案）について（政策部）
  - ・現時点で内部資料として決定するが、今後の予算査定等で調整し、とりまとめていく。

### 【情報交換】

- 特になし

令和5年10月17日（火）開催分

### 【町長あいさつ】

来年度の予算要求を進めているところだと思うが人口減少を踏まえた取組とすること。部の垣根を越えた連携もどんどん進めてほしい。

### 【主な付議案件】

- 1 「こどもまんなか応援サポーター」について（健康福祉部）
  - ・「こどもまんなか応援サポーター」とは、こどもや若者の意見を聴き、その意見を尊重し、こどもや若者にとってよいことは何かを考え、自分ができるアクションを実践・賛同していただける方を11月から募集することになった。
- 2 令和5年度二宮町教育委員会点検及び評価報告書（令和4年度事業分）について（教育部）
  - ・上記報告書について、概要、公表の方法などを報告した。

### 【情報交換】

- 特になし



## 教育総務課事業報告

事業報告

(令和5年9月29日～令和5年10月25日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	人数
10月4日	水	にのみや学園小中学校長会	二宮町役場	14
10月5日	木	にのみや学園小中学校教頭会	町民センター	14
10月5日	木	にのみや学園カリキュラムワーキンググループ研究授業(特別活動)	一色小学校	-
10月10日	火	にのみや学園小・小なかよしプロジェクト実施に向けたオンライン打ち合わせ	オンライン	-
10月13日	金	秋麗祭	二宮西中学校	-
10月14日	土	汐鳴祭・文化の部	二宮中学校	-
10月16日	月	学校事務連携会議	町民センター	7
10月17日	火	にのみや学園制服のあり方検討委員会	町民センター	21
10月18日	水	教育支援委員会	町民センター	23
10月19日	木	ガラスのうさぎ像平和と友情のつどい反省会	二宮町役場	-
10月25日	水	二宮町図書館・学校図書館連絡会議	二宮西中学校	13

事業予定

(令和5年10月26日～令和5年11月21日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	予定人数
10月27日	金	にのみや学園第2回小中交流会(カリキュラムWG総合兼ねる)	二宮中・二宮西中	-
10月31日	火	小学校英語教育研修会	山西小学校	20
11月3日	金	一色小学校運動会	一色小学校	-
11月6日	月	教育委員学校訪問	二宮中学校	-
11月7日	火	にのみや学園特別支援学級小中交流会	町立体育館	103
11月8日	水	にのみや学園カリキュラムワーキンググループ研究授業(プログラミング技術)	二宮西中学校	-
11月9日	木	幼保小園児児童交流会	二宮小	-
11月10日	金	二宮小学校就学時健康診断	二宮小学校	-
11月13日	月	幼保小園児児童交流会	3小学校	-
11月17日	金	一色小学校就学時健康診断	一色小学校	-

## 学校給食センター

事業報告

(令和5年9月29日～令和5年10月25日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	人数
10月25日	水	納入物資業務監査	給食センター	5

事業予定

(令和5年10月26日～令和5年11月21日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	予定人数
10月27日	金	【地場産デー(二宮産バージョン)】栄養士食育放送	山西小学校	-





## 生涯学習課事業報告

(令和5年9月29日～10月25日)

月/日	曜日	会 議 ・ 行 事 等	開 催 場 所	定員	出席者/人数	担当班
10/1	日	第8回スポーツフェスティバル	二宮小学校体育館 他町内体育施設	—	786人	スポーツ
10/2	月	二宮小学校放課後子ども教室	二宮小学校	—	90人	学習
10/4	水	ブックスタート	保健センター	18組	18組	図書館
10/13	金	社会教育委員会議	ミーティングルーム1	15人	14人	学習
10/13	金	山西小学校放課後子ども教室	山西小学校	—	134人	学習
10/14	土	第66回二宮町文化祭 展示の部 ～11/12(日)	ラディアン	—	—	学習
10/14	土	町民大学講座 「相模国の縄文文化を探る」 全3回 10/21(土), 10/28(土)	町民センター 2Aクラブ室	20人	20人	学習
10/14	土	青少年指導員連絡協議会 安全・安心まちづくり旬間パトロール	ミーティングルーム2	20人	13人	学習
10/16	月	一色小学校放課後子ども教室	一色小学校	—	55人	学習
10/17	火	図書館協議会	マルチルーム1	13人	13人	図書館
10/18	水	ちいちゃいおはなし会	図書館	10組	8組	図書館
10/19	木	20歳のつどい実行委員会	ミーティングルーム2	35人	34人	学習
10/20	金	わらべうたであそぼう!	和室	各8組	12組	図書館
10/20	金	一色小学校児童の図書館見学	図書館	33人	33人	図書館
10/20	金	町民大学講座 「自分史を書いてみよう」 全2回 10/27(金)	ミーティングルーム2	20人	18人	学習
10/21	土	おはなし会	図書館	10組	7組	図書館
10/23	月	一色小学校放課後子ども教室	一色小学校	—	54人	学習

## 生涯学習課事業予定

(令和5年10月26日～11月21日)

月/日	曜日	会 議 ・ 行 事 等	開 催 場 所	開始時間	担当班
10/28	土	文化祭「芸能大会」	ラディアン	11:00	学習
10/28	土	ふたみ記念館常設展「利節の描いた女性たち」 令和6年10月20日まで	ふたみ記念館	10:00	学習
10/29	日	民俗芸能のつどい	ラディアン	10:00	学習
10/30	月	二宮小学校放課後子ども教室	二宮小学校	放課後	学習
11/1	水	ミュージアムリレー	ふたみ記念館	13:30	学習
11/3	金	文化祭「合唱祭」	ラディアン	13:30	学習
11/4	土	町民大学講座 「源氏物語の世界を知る」 全5回 9/2, 9/9, 9/23, 11/4, 11/11	町民センター ラディアン	13:30	学習
11/8	水	ちいちゃいおはなし会	図書館	10:30	図書館
11/8	水	20歳のつどい実行委員会	ミーティングルーム2	19:30	学習
11/10	金	山西小学校児童の図書館見学	図書館	10:00	図書館
11/10	金	山西小学校放課後子ども教室	山西小学校	放課後	学習
11/13	月	一色小学校放課後子ども教室	一色小学校	放課後	学習
11/14	火	二宮小学校児童の図書館見学	図書館	10:00	図書館
11/16	木	かながわアスリートネットワーク協働事業 三浦 浩氏講演 (パラ・パワーリフティング) 「私とパラリンピック 中学生へのメッセージ」	二宮中学校	14:00	スポーツ
11/17	金	わらべうたであそぼう！	和室	10:00 11:00	図書館
11/18	土	おはなし会	図書館	10:30	図書館

議案第13号

令和6年度二宮町公立学校教職員人事異動方針について

令和5年10月26日提出

二宮町教育委員会  
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

令和6年度二宮町公立学校教職員人事異動方針について、円滑な人事異動をはかるため、提案する。



## 令和6年度二宮町公立学校教職員人事異動方針

二宮町教育委員会は、学校の適正な運営を確保することにより、教育本来の目的を達成するため、人事異動にあたっては、次の事項を基本として教職員の適正な配置に努めるものとする。

- 1 適材を適所に配置する。
- 2 広域的視野に立って人事交流を行い、教職員の編成を刷新強化する。
- 3 全体的視野に立って、教職員構成の均衡を図る。



議案第14号

二宮町教育委員会表彰規程の一部を改正する規程について

令和5年10月26日提出

二宮町教育委員会  
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

二宮町教育委員会表彰要綱に定めのない第2条第2項を削除する。また、近年の教育委員会表彰は、二宮町表彰と同日に行っていることから現状に則した改正を行うため、提案する。





## 二宮町教育委員会表彰規程の一部を改正する規程

二宮町教育委員会表彰規程（昭和56年二宮町教育委員会規程第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第4条を次のように改める。

（表彰の時期）

第4条 表彰は、教育委員会が指定する日に行う。

### 附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。



二宮町教育委員会表彰規程の一部を改正する規程の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(表彰の基準)</p> <p>第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する者について、この規程の定めるところにより、二宮町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が表彰する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>(表彰の基準)</p> <p>第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する者について、この規程の定めるところにより、二宮町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が表彰する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>二宮町立小中学校の児童生徒で善行があり特に他の模範と認められる者</u></p> <p>(3) 略</p>
<p><u>(表彰の時期)</u></p> <p>第4条 <u>表彰は、教育委員会が指定する日に行う。</u></p>	<p><u>(表彰の時期)</u></p> <p>第4条 <u>表彰の時期は、毎年5月に行う。ただし、教育委員会が認めた場合はこの限りではない。</u></p>



議案第15号

二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

令和5年10月26日提出

二宮町教育委員会  
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

二宮町民温水プールを廃止することに伴い、本規則に必要な改正をするため提案する。



## 二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例施行規則（昭和60年二宮町教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号を削る。

第5条第1項第2号中「、二宮町民運動場及び二宮町民温水プール多目的ルーム」を「及び二宮町民運動場」に改める。

第6条第1項第1号中「及び二宮町民温水プール（多目的ルームを除く。）」を削り、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条第2項中「、二宮町民運動場及び二宮町民温水プール多目的ルーム」を「及び二宮町民運動場」に改める。

第7条第1項第1号中「、二宮町民温水プール」を削る。

第8条第1号中「二宮町民温水プール」を「町営山西プール」に改め、同条第3号中「町営山西プール及び」を削る。

第12条第1項中「第9号様式」を「第7号様式」に改める。

第3号様式から第5号様式までを次のように改める。

第3号様式（第6条関係）

二宮町体育施設利用申請書

年 月 日

二宮町教育委員会 様

申請者 住所  
 団体名  
 氏名  
 電話

次のとおり二宮町体育施設の利用を申し込みます。

付属用紙有

利用目的					
利用日					
利用人数					
施設名		区分	使用時間	付属設備	使用料
テニスコート	<input type="checkbox"/> ラディアン (ダブルス・シングルス)		時～ 時		円
	<input type="checkbox"/> 緑が丘 (A・B・C)				
体育館	<input type="checkbox"/> 体育室 (A・B)		時～ 時		円
	<input type="checkbox"/> 多目的室		時～ 時		円
	<input type="checkbox"/> 会議室		時～ 時		円
運動場	<input type="checkbox"/> グラウンド		時～ 時		円
	<input type="checkbox"/> 照明施設		時～ 時	<input type="checkbox"/> 全部点灯	円
				<input type="checkbox"/> 7割点灯	円
		<input type="checkbox"/> 6割点灯		円	
プール	<input type="checkbox"/> 山西プール (1コース・全コース)		時～ 時		円
使用料計					円
備考					

上記二宮町体育施設の利用にあたり、次のとおり使用料の減免を申請します。

使用料	合計施設使用料	円	申請理由	<input type="checkbox"/> 条例施行規則第10条第1項第 号に該当するため免除を申請 <input type="checkbox"/> 条例施行規則第10条第2項第 号に該当するため減額を申請
	減免額	円		
	減免後使用料	円		

(注) 1 の欄は該当するものにレ印を記入してください。



(付属)

二宮町体育施設利用申請書  
(付属用紙)

申請者 団体名  
氏名

利用日	曜日	利用時間	利用目的	減免額	使用料
		時～ 時		円	円
		時～ 時		円	円
		時～ 時		円	円
		時～ 時		円	円
		時～ 時		円	円
		時～ 時		円	円
		時～ 時		円	円
合計				円	円
減免後使用料					円

第4号様式（第6条関係）

二宮町体育施設利用承認書

年 月 日

住所  
 団体名  
 氏名 様

利用目的					
利用日					
利用人数					
施設名		区分	使用時間	付属設備	使用料
テニスコート	<input type="checkbox"/> ラディアン (ダブルス・シングルス)		時～ 時		円
	<input type="checkbox"/> 緑が丘 (A・B・C)				
体育館	<input type="checkbox"/> 体育室 (A・B)		時～ 時		円
	<input type="checkbox"/> 多目的室		時～ 時		円
	<input type="checkbox"/> 会議室		時～ 時		円
運動場	<input type="checkbox"/> グラウンド		時～ 時		円
	<input type="checkbox"/> 照明施設		時～ 時	<input type="checkbox"/> 全部点灯	円
				<input type="checkbox"/> 7割点灯	円
			<input type="checkbox"/> 6割点灯	円	
プール	<input type="checkbox"/> 山西プール (1コース・全コース)		時～ 時		円
使用料計					円
備考					

使用料	合計施設使用料	円
	減免額	円
	減免後使用料	円

以上のとおり二宮町体育施設の利用を承認いたします。

二宮町教育委員会教育長 ㊟

(付属)

二宮町体育施設利用承認書  
(付属用紙)

団体名  
氏名

利用日	曜日	利用時間	利用目的	減免額	使用料
		時～ 時		円	円
		時～ 時		円	円
		時～ 時		円	円
		時～ 時		円	円
		時～ 時		円	円
		時～ 時		円	円
		時～ 時		円	円
合計				円	円
減免後使用料					円

第5号様式（第7条関係）

No. 二宮町民運動場入場券控 大人・子ども 入場料 円 発行年月日	キ リ ト リ	No. 二宮町民運動場入場券 大人・子ども 入場料 円 発行年月日
No. 二宮町立体育館入場券控 大人・子ども 入場料 円 発行年月日	キ リ ト リ	No. 二宮町立体育館入場券 大人・子ども 入場料 円 発行年月日 入場時間 : (本券で2時間の入場ができます。)
No. 町営山西プール入場券控 大人・子ども 入場料 円 発行年月日	キ リ ト リ	No. 町営山西プール入場券 大人・子ども 入場料 円 発行年月日

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(利用の抽選の申込み)</p> <p>第4条 条例第3条の規定により体育施設（町営山西プールを除く。）を利用しようとするものは、次の各号に定める期間内に抽選の申込みをすることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(利用の抽選の申込み)</p> <p>第4条 条例第3条の規定により体育施設（町営山西プールを除く。）を利用しようとするものは、次の各号に定める期間内に抽選の申込みをすることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 二宮町民温水プール多目的ルーム</u> 利用する日の属する月の3か月前の月の1日から14日</p> <p>2 (略)</p>
<p>(利用の抽選)</p> <p>第5条 利用の抽選（以下「抽選」という。）は、次の各号に定める日に行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>二宮町立体育館及び二宮町民運動場</u> 利用する日の属する月の3か月前の月の15日</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(利用の抽選)</p> <p>第5条 利用の抽選（以下「抽選」という。）は、次の各号に定める日に行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>二宮町立体育館、二宮町民運動場及び二宮町民温水プール多目的ルーム</u> 利用する日の属する月の3か月前の月の15日</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(専用利用の申請及び承認)</p> <p>第6条 体育施設を専用利用しようとするものは、次の各号に定める期日までに二宮町体育施設利用申請書（第3号様式。以下「利用申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、登録者は、予約システムにより申請を行うものとする。</p> <p>(1) 町営山西プール 利用期日の2か月前から1か月前まで</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 前条第2項により二宮町立体育館及び二宮町民運動場を仮申請したものは、利用期日の属する月の3か月前の月の16日から24日までにおいて、先行による申請を行うことができる。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(専用利用の申請及び承認)</p> <p>第6条 体育施設を専用利用しようとするものは、次の各号に定める期日までに二宮町体育施設利用申請書（第3号様式。以下「利用申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、登録者は、予約システムにより申請を行うものとする。</p> <p>(1) <u>町営山西プール及び二宮町民温水プール（多目的ルームを除く。）</u> 利用期日の2か月前から1か月前まで</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 二宮町民温水プール多目的ルーム</u> 利用期日の属する2か月前の1日から利用期日まで</p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>2 前条第2項により二宮町立体育館、二宮町民運動場及び二宮町民温水プール多目的ルームを仮申請したものは、利用期日の属する月の3か月前の月の16日から24日までにおいて、先行による申請を行うことができる。</p> <p>3・4 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(一般利用の申請及び承認)</p> <p>第7条 体育施設を一般利用しようとするものは、利用しようとする際に次の各号の定めに応じた手続を行わなければならない。</p> <p>(1) 二宮町民運動場、二宮町立体育館及び町営山西プール 条例第6条第3項の規定による入場券(第5号様式。以下「入場券」という。)を購入し、受付に提出する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(申請受付時間)</p> <p>第8条 体育施設の利用申請の受付時間は、次の各号に定める時間とする。</p> <p>(1) 二宮町立体育館及び町営山西プールの受付時間は、条例別表第2に規定する利用時間の終了30分前とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) テニスコートの受付時間は、午前9時から午後4時までとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第12条 条例第8条ただし書の規定による使用料の還付を受けようとする者は二宮町体育施設使用料還付申請書(第7号様式)により教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(一般利用の申請及び承認)</p> <p>第7条 体育施設を一般利用しようとするものは、利用しようとする際に次の各号の定めに応じた手続を行わなければならない。</p> <p>(1) 二宮町民運動場、二宮町立体育館、<u>二宮町民温水プール</u>及び町営山西プール 条例第6条第3項の規定による入場券(第5号様式。以下「入場券」という。)を購入し、受付に提出する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(申請受付時間)</p> <p>第8条 体育施設の利用申請の受付時間は、次の各号に定める時間とする。</p> <p>(1) 二宮町立体育館及び<u>二宮町民温水プール</u>の受付時間は、条例別表第2に規定する利用時間の終了30分前とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>町営山西プール</u>及びテニスコートの受付時間は、午前9時から午後4時までとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第12条 条例第8条ただし書の規定による使用料の還付を受けようとする者は二宮町体育施設使用料還付申請書(第9号様式)により教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

改正後	改正前																																																																																								
<p>第3号様式 (第6条関係)</p> <p>二宮町体育施設利用申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>二宮町教育委員会 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 団体名 氏名 電話</p> <p>次のとおり二宮町体育施設の利用を申し込みます。 付属用紙有<input type="checkbox"/></p>	<p>第3号様式 (第6条関係)</p> <p>二宮町体育施設利用申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>二宮町教育委員会 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 団体名 氏名 電話</p> <p>次のとおり二宮町体育施設の利用を申し込みます。 付属用紙有<input type="checkbox"/></p>																																																																																								
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">利用目的</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>利用日</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>利用人数</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">区分</td> <td style="text-align: center;">使用時間</td> <td style="text-align: center;">付属設備</td> <td style="text-align: center;">使用料</td> </tr> <tr> <td>施設名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>テニスコート</td> <td>時～ 時</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td>時～ 時</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>運動場</td> <td>時～ 時</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td>時～ 時</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">使用料計</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">備考</td> </tr> </table>	利用目的				利用日				利用人数				区分	使用時間	付属設備	使用料	施設名				テニスコート	時～ 時		円	体育館	時～ 時		円	運動場	時～ 時		円	プール	時～ 時		円	使用料計			円	備考				<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">利用目的</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>利用日</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>利用人数</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">区分</td> <td style="text-align: center;">使用時間</td> <td style="text-align: center;">付属設備</td> <td style="text-align: center;">使用料</td> </tr> <tr> <td>施設名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>テニスコート</td> <td>時～ 時</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td>時～ 時</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>運動場</td> <td>時～ 時</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td>時～ 時</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">使用料計</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">備考</td> </tr> </table>	利用目的				利用日				利用人数				区分	使用時間	付属設備	使用料	施設名				テニスコート	時～ 時		円	体育館	時～ 時		円	運動場	時～ 時		円	プール	時～ 時		円	使用料計			円	備考			
利用目的																																																																																									
利用日																																																																																									
利用人数																																																																																									
区分	使用時間	付属設備	使用料																																																																																						
施設名																																																																																									
テニスコート	時～ 時		円																																																																																						
体育館	時～ 時		円																																																																																						
運動場	時～ 時		円																																																																																						
プール	時～ 時		円																																																																																						
使用料計			円																																																																																						
備考																																																																																									
利用目的																																																																																									
利用日																																																																																									
利用人数																																																																																									
区分	使用時間	付属設備	使用料																																																																																						
施設名																																																																																									
テニスコート	時～ 時		円																																																																																						
体育館	時～ 時		円																																																																																						
運動場	時～ 時		円																																																																																						
プール	時～ 時		円																																																																																						
使用料計			円																																																																																						
備考																																																																																									
<p>上記二宮町体育施設の利用にあたり、次のとおり使用料の減免を申請します。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="width:5%;">使用料</td> <td style="width:15%;">合計施設使用料</td> <td style="width:10%;">円</td> <td rowspan="3" style="width:5%;">申請理由</td> <td style="width:75%;">□ 条例施行規則第 10 条第 1 項第 号に該当するため免除を申請</td> </tr> <tr> <td>減免額</td> <td>円</td> <td>□ 条例施行規則第 10 条第 2 項第 号に該当するため減額を申請</td> </tr> <tr> <td>減免後使用料</td> <td>円</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 1 □の欄は該当するものにレ印を記入してください。</p>	使用料	合計施設使用料	円	申請理由	□ 条例施行規則第 10 条第 1 項第 号に該当するため免除を申請	減免額	円	□ 条例施行規則第 10 条第 2 項第 号に該当するため減額を申請	減免後使用料	円		<p>上記二宮町体育施設の利用にあたり、次のとおり使用料の減免を申請します。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="width:5%;">使用料</td> <td style="width:15%;">合計施設使用料</td> <td style="width:10%;">円</td> <td rowspan="3" style="width:5%;">申請理由</td> <td style="width:75%;">□ 条例施行規則第 10 条第 1 項第 号に該当するため免除を申請</td> </tr> <tr> <td>減免額</td> <td>円</td> <td>□ 条例施行規則第 10 条第 2 項第 号に該当するため減額を申請</td> </tr> <tr> <td>減免後使用料</td> <td>円</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 1 □の欄は該当するものにレ印を記入してください。</p>	使用料	合計施設使用料	円	申請理由	□ 条例施行規則第 10 条第 1 項第 号に該当するため免除を申請	減免額	円	□ 条例施行規則第 10 条第 2 項第 号に該当するため減額を申請	減免後使用料	円																																																																			
使用料		合計施設使用料	円		申請理由	□ 条例施行規則第 10 条第 1 項第 号に該当するため免除を申請																																																																																			
		減免額	円			□ 条例施行規則第 10 条第 2 項第 号に該当するため減額を申請																																																																																			
	減免後使用料	円																																																																																							
使用料	合計施設使用料	円	申請理由	□ 条例施行規則第 10 条第 1 項第 号に該当するため免除を申請																																																																																					
	減免額	円		□ 条例施行規則第 10 条第 2 項第 号に該当するため減額を申請																																																																																					
	減免後使用料	円																																																																																							

改正後

(付属)

二宮町体育施設利用申請書  
(付属用紙)

申請者 団体名  
氏名

利用日	曜日	利用時間	利用目的	減免額	使用料
		時～ 時		円	円
		時～ 時		円	円
		時～ 時		円	円
		時～ 時		円	円
		時～ 時		円	円
		時～ 時		円	円
		時～ 時		円	円
合計				円	円
減免後使用料					円

改正前

(付属)

二宮町体育施設利用申請書  
(付属用紙)

申請者 団体名  
氏名

利用日	曜日	利用時間	利用目的	減免額	使用料
		時～ 時		円	円
		時～ 時		円	円
		時～ 時		円	円
		時～ 時		円	円
		時～ 時		円	円
		時～ 時		円	円
		時～ 時		円	円
合計				円	円
減免後使用料					円



改正後

第4号様式 (第6条関係)

二宮町体育施設利用承認書

年 月 日

住所  
団体名  
氏名 様

利用目的				
利用日				
利用人数				
施設名	区分	使用時間	付属設備	使用料
テニスコート	<input type="checkbox"/> ラディアン (ダブルス・シングルス)	時～ 時		円
	<input type="checkbox"/> 緑が丘 (A・B・C)			
体育館	<input type="checkbox"/> 体育室 (A・B)	時～ 時		円
	<input type="checkbox"/> 多目的室	時～ 時		円
	<input type="checkbox"/> 会議室	時～ 時		円
運動場	<input type="checkbox"/> グラウンド	時～ 時		円
	<input type="checkbox"/> 照明施設	時～ 時	<input type="checkbox"/> 全部点灯	円
			<input type="checkbox"/> 7割点灯	円
<input type="checkbox"/> 6割点灯			円	
プール	<input type="checkbox"/> 山西プール (1コース・全コース)	時～ 時		円
使用料計				円
備考				

使用料	合計施設使用料	円
	減免額	円
	減免後使用料	円

以上のとおり二宮町体育施設の利用を承認いたします。

二宮町教育委員会教育長 ㊟

改正前

第4号様式 (第7条関係)

二宮町体育施設利用承認書

年 月 日

住所  
団体名  
氏名 様

利用目的				
利用日				
利用人数				
施設名	区分	使用時間	付属設備	使用料
テニスコート	<input type="checkbox"/> ラディアン (ダブルス・シングルス)	時～ 時		円
	<input type="checkbox"/> 緑が丘 (A・B・C)			
体育館	<input type="checkbox"/> 体育室 (A・B)	時～ 時		円
	<input type="checkbox"/> 多目的室	時～ 時		円
	<input type="checkbox"/> 会議室	時～ 時		円
運動場	<input type="checkbox"/> グラウンド	時～ 時		円
	<input type="checkbox"/> 照明施設	時～ 時	<input type="checkbox"/> 全部点灯	円
			<input type="checkbox"/> 7割点灯	円
<input type="checkbox"/> 6割点灯			円	
プール	<input type="checkbox"/> 山西プール (1コース・全コース) <input type="checkbox"/> 温水プール (1コース・全コース・ 幼児用・多目的ルーム)	時～ 時		円
使用料計				円
備考				

使用料	合計施設使用料	円
	減免額	円
	減免後使用料	円

以上のとおり二宮町体育施設の利用を承認いたします。

二宮町教育委員会教育長 ㊟

改正後

(付属)

二宮町体育施設利用承認書  
(付属用紙)

団体名  
氏名

利用日	曜日	利用時間	利用目的	減免額	使用料
		時～ 時		円	円
		時～ 時		円	円
		時～ 時		円	円
		時～ 時		円	円
		時～ 時		円	円
		時～ 時		円	円
		時～ 時		円	円
合計				円	円
減免後使用料					円

改正前

(付属)

二宮町体育施設利用承認書  
(付属用紙)

団体名  
氏名

利用日	曜日	利用時間	利用目的	減免額	使用料
		時～ 時		円	円
		時～ 時		円	円
		時～ 時		円	円
		時～ 時		円	円
		時～ 時		円	円
		時～ 時		円	円
		時～ 時		円	円
		時～ 時		円	円
合計				円	円
減免後使用料					円

改正後	改正前																																																											
<p>第5号様式 (第7条関係)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">No. 二宮町民運動場入場券控 大人・子ども 入場料 円 発行年月日</td> <td style="width:5%; text-align: center;">キ リ ト リ</td> <td style="width:20%;">二宮町民運動場入場券 No. 大人・子ども 入場料 円 入場年月日</td> <td style="width:5%; text-align: center;">No. 円 円</td> </tr> <tr> <td>No. 二宮町立体育館入場券控 大人・子ども 入場料 円 発行年月日</td> <td style="text-align: center;">キ リ ト リ</td> <td>二宮町立体育館入場券 No. 大人・子ども 入場料 円 入場年月日 入場時間 : (本券で2時間の入場ができます。)</td> <td style="text-align: center;">No. 円 円</td> </tr> <tr> <td>No. 町営山西プール入場券控 大人・子ども 入場料 円 発行年月日</td> <td style="text-align: center;">キ リ ト リ</td> <td>町営山西プール入場券 No. 大人・子ども 入場料 円 入場年月日</td> <td style="text-align: center;">No. 円 円</td> </tr> </table>	No. 二宮町民運動場入場券控 大人・子ども 入場料 円 発行年月日	キ リ ト リ	二宮町民運動場入場券 No. 大人・子ども 入場料 円 入場年月日	No. 円 円	No. 二宮町立体育館入場券控 大人・子ども 入場料 円 発行年月日	キ リ ト リ	二宮町立体育館入場券 No. 大人・子ども 入場料 円 入場年月日 入場時間 : (本券で2時間の入場ができます。)	No. 円 円	No. 町営山西プール入場券控 大人・子ども 入場料 円 発行年月日	キ リ ト リ	町営山西プール入場券 No. 大人・子ども 入場料 円 入場年月日	No. 円 円	<p>第5号様式 (第7条関係)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">No. 二宮町立体育館入場券控 大人・子ども 入場料 円 発行年月日</td> <td style="width:5%; text-align: center;">キ リ ト リ</td> <td style="width:20%;">二宮町立体育館入場券 No. 大人・子ども 入場料 円 入場年月日</td> <td style="width:5%; text-align: center;">No. 円 円</td> </tr> <tr> <td>No. 二宮町民運動場入場券控 大人・子ども 入場料 円 発行年月日</td> <td style="text-align: center;">キ リ ト リ</td> <td>二宮町民運動場入場券 No. 大人・子ども 入場料 円 入場年月日</td> <td style="text-align: center;">No. 円 円</td> </tr> <tr> <td>No. 町営山西プール入場券控 大人・子ども 入場料 円 発行年月日</td> <td style="text-align: center;">キ リ ト リ</td> <td>町営山西プール入場券 No. 大人・子ども 入場料 円 入場年月日</td> <td style="text-align: center;">No. 円 円</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:25%;">No.</td> <td style="width:25%;">年 月 日</td> <td style="width:5%; text-align: center;">キ リ ト リ</td> <td style="width:25%;">No.</td> <td style="width:20%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">プール入場券 大人障がい者 1人1回当日限り有効 円</td> <td></td> <td colspan="2">プール入場券 大人障がい者 1人1回当日限り有効 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">二宮町民温水プール</td> <td></td> <td colspan="2">二宮町民温水プール</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:25%;">No.</td> <td style="width:25%;">年 月 日</td> <td style="width:5%; text-align: center;">キ リ ト リ</td> <td style="width:25%;">No.</td> <td style="width:20%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">プール入場券 大人障がい者付添い者 1人1回当日限り有効 円</td> <td></td> <td colspan="2">プール入場券 大人障がい者付添い者 1人1回当日限り有効 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">二宮町民温水プール</td> <td></td> <td colspan="2">二宮町民温水プール</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:25%;">No.</td> <td style="width:25%;">年 月 日</td> <td style="width:5%; text-align: center;">キ リ ト リ</td> <td style="width:25%;">No.</td> <td style="width:20%;">年 月 日</td> </tr> </table>	No. 二宮町立体育館入場券控 大人・子ども 入場料 円 発行年月日	キ リ ト リ	二宮町立体育館入場券 No. 大人・子ども 入場料 円 入場年月日	No. 円 円	No. 二宮町民運動場入場券控 大人・子ども 入場料 円 発行年月日	キ リ ト リ	二宮町民運動場入場券 No. 大人・子ども 入場料 円 入場年月日	No. 円 円	No. 町営山西プール入場券控 大人・子ども 入場料 円 発行年月日	キ リ ト リ	町営山西プール入場券 No. 大人・子ども 入場料 円 入場年月日	No. 円 円	No.	年 月 日	キ リ ト リ	No.	年 月 日	プール入場券 大人障がい者 1人1回当日限り有効 円			プール入場券 大人障がい者 1人1回当日限り有効 円		二宮町民温水プール			二宮町民温水プール		No.	年 月 日	キ リ ト リ	No.	年 月 日	プール入場券 大人障がい者付添い者 1人1回当日限り有効 円			プール入場券 大人障がい者付添い者 1人1回当日限り有効 円		二宮町民温水プール			二宮町民温水プール		No.	年 月 日	キ リ ト リ	No.	年 月 日
No. 二宮町民運動場入場券控 大人・子ども 入場料 円 発行年月日	キ リ ト リ	二宮町民運動場入場券 No. 大人・子ども 入場料 円 入場年月日	No. 円 円																																																									
No. 二宮町立体育館入場券控 大人・子ども 入場料 円 発行年月日	キ リ ト リ	二宮町立体育館入場券 No. 大人・子ども 入場料 円 入場年月日 入場時間 : (本券で2時間の入場ができます。)	No. 円 円																																																									
No. 町営山西プール入場券控 大人・子ども 入場料 円 発行年月日	キ リ ト リ	町営山西プール入場券 No. 大人・子ども 入場料 円 入場年月日	No. 円 円																																																									
No. 二宮町立体育館入場券控 大人・子ども 入場料 円 発行年月日	キ リ ト リ	二宮町立体育館入場券 No. 大人・子ども 入場料 円 入場年月日	No. 円 円																																																									
No. 二宮町民運動場入場券控 大人・子ども 入場料 円 発行年月日	キ リ ト リ	二宮町民運動場入場券 No. 大人・子ども 入場料 円 入場年月日	No. 円 円																																																									
No. 町営山西プール入場券控 大人・子ども 入場料 円 発行年月日	キ リ ト リ	町営山西プール入場券 No. 大人・子ども 入場料 円 入場年月日	No. 円 円																																																									
No.	年 月 日	キ リ ト リ	No.	年 月 日																																																								
プール入場券 大人障がい者 1人1回当日限り有効 円			プール入場券 大人障がい者 1人1回当日限り有効 円																																																									
二宮町民温水プール			二宮町民温水プール																																																									
No.	年 月 日	キ リ ト リ	No.	年 月 日																																																								
プール入場券 大人障がい者付添い者 1人1回当日限り有効 円			プール入場券 大人障がい者付添い者 1人1回当日限り有効 円																																																									
二宮町民温水プール			二宮町民温水プール																																																									
No.	年 月 日	キ リ ト リ	No.	年 月 日																																																								

改正後	改正前									
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1131 202 1487 352">           プール入場券 子ども障がい者            1人1回当日限り有効            円            二宮町民温水プール         </td> <td data-bbox="1489 202 1525 352"></td> <td data-bbox="1527 202 1883 352">           プール入場券 子ども障がい者            1人1回当日限り有効            円            二宮町民温水プール         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 399 1487 584">           No . .            プール入場券 大人            1人1回当日限り有効            円            二宮町民温水プール         </td> <td data-bbox="1489 399 1525 584">           キ リ ト リ         </td> <td data-bbox="1527 399 1883 584">           No . .            プール入場券 大人            1人1回当日限り有効            円            二宮町民温水プール         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 585 1487 770">           No . .            プール入場券 子ども            1人1回当日限り有効            円            二宮町民温水プール         </td> <td data-bbox="1489 585 1525 770">           キ リ ト リ         </td> <td data-bbox="1527 585 1883 770">           No . .            プール入場券 子ども            1人1回当日限り有効            円            二宮町民温水プール         </td> </tr> </table>	プール入場券 子ども障がい者 1人1回当日限り有効 円 二宮町民温水プール		プール入場券 子ども障がい者 1人1回当日限り有効 円 二宮町民温水プール	No . . プール入場券 大人 1人1回当日限り有効 円 二宮町民温水プール	キ リ ト リ	No . . プール入場券 大人 1人1回当日限り有効 円 二宮町民温水プール	No . . プール入場券 子ども 1人1回当日限り有効 円 二宮町民温水プール	キ リ ト リ	No . . プール入場券 子ども 1人1回当日限り有効 円 二宮町民温水プール
プール入場券 子ども障がい者 1人1回当日限り有効 円 二宮町民温水プール		プール入場券 子ども障がい者 1人1回当日限り有効 円 二宮町民温水プール								
No . . プール入場券 大人 1人1回当日限り有効 円 二宮町民温水プール	キ リ ト リ	No . . プール入場券 大人 1人1回当日限り有効 円 二宮町民温水プール								
No . . プール入場券 子ども 1人1回当日限り有効 円 二宮町民温水プール	キ リ ト リ	No . . プール入場券 子ども 1人1回当日限り有効 円 二宮町民温水プール								

## 二宮町教育委員会表彰要綱の一部を改正する要綱

二宮町教育委員会表彰要綱の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この要綱は、二宮町教育委員会表彰規程（昭和56年教育委員会規程第4号。以下「規程」という。）第2条、第3条及び第4条に定める表彰の基準、方法及び時期について、必要な事項を定めるものとする。

第3条第2号①(ウ)を次のように改める。

(ウ) 文化財保護委員

第3条第2号②(ア)を次のように改める。

(ア) スポーツ協会

第3条第2号②中(イ)を削り、(ウ)を(イ)とし、(エ)を削り、(オ)を(ウ)とする。

第3条第3号中「第2条第3号」を「第2条第2号」に改める。

第3条第3号①を次のように改める。

① 児童生徒については、文化及び各種競技会等において、県大会で3位以上又は関東ブロック大会以上に出場した成績をおさめた者とする。

第3条第3号に次のように加える。

④ その他教育長が必要と認める者

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(表彰の方法及び時期)

第4条 規程第3条及び第4条に定める表彰の方法及び時期は、次の表のとおりとする。

対象者	表彰の種類	表彰の時期
下記以外の者	教育委員会表彰	二宮町表彰と同日
第3条第3号①のうち公的機関以外が主催する大会において該当する者	教育委員会表彰特別表彰	教育委員会が別に指定する日

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。



二宮町教育委員会表彰要綱の一部を改正する要綱の新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この要綱は、二宮町教育委員会表彰規程（昭和56年教育委員会規程第4号。以下「規程」という。）第2条、第3条及び第4条に定める表彰の基準、方法及び時期について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(推薦基準)</p> <p>第3条 規程第2条各号の推薦基準は、次のとおりとし、人格、識見がともに優れた者であることを必要とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 規程第2条第1号に該当する者で社会教育に関係するもの。</p> <p>① 社会教育に6年以上にわたり尽力し、その功績が顕著な下記の者</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p><u>(ウ) 文化財保護委員</u></p> <p>(エ)・(オ) (略)</p> <p>② 社会教育委員関係団体として民主的に運営され、かつ会員の資質の向上を図るとともに、6年以上にわたり社会教育の振興に寄与した、下記の団体及びその役員</p> <p><u>(ア) スポーツ協会</u></p> <p><u>(イ) 民俗芸能保存会連絡協議会</u></p> <p><u>(ウ) 子ども会育成会連絡協議会</u></p> <p>(3) 規程第2条第2号に該当する者</p>	<p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この要綱は、二宮町教育委員会表彰規程（昭和56年教育委員会規程第4号。）以下「規程」という。）第2条に定める表彰対象について、必要な基準を定めるものものとする。</p> <p>(推薦基準)</p> <p>第3条 規程第2条各号の推薦基準は、次のとおりとし、人格、識見がともに優れた者であることを必要とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 規程第2条第1号に該当する者で社会教育に関係するもの。</p> <p>① 社会教育に6年以上にわたり尽力し、その功績が顕著な下記の者</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p><u>(ウ) 文化財保護員</u></p> <p>(エ)・(オ) (略)</p> <p>② 社会教育委員関係団体として民主的に運営され、かつ会員の資質の向上を図るとともに、6年以上にわたり社会教育の振興に寄与した、下記の団体及びその役員</p> <p><u>(ア) 体育協会</u></p> <p><u>(イ) 文化団体連盟</u></p> <p><u>(ウ) 民俗芸能保存会連絡協議会</u></p> <p><u>(エ) 婦人会</u></p> <p><u>(オ) 子ども会育成会連絡協議会</u></p> <p>(3) 規程第2条第3号に該当する者</p>

改正後	改正前									
<p>① <u>児童生徒については、文化及び各種競技会等において、県大会で3位以上又は関東ブロック大会以上に出場した成績をおさめた者とする。</u></p> <p>②・③ (略)</p> <p>④ <u>その他教育長が必要と認める者</u> <u>(表彰の方法及び時期)</u></p> <p>第4条 規程第3条及び第4条に定める表彰の方法及び時期は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="226 627 1104 922"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>表彰の種類</th> <th>表彰の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下記以外の者</td> <td>教育委員会表彰</td> <td>二宮町表彰と同日</td> </tr> <tr> <td>第3条第3号①のうち公的機関以外が主催する大会において該当する者</td> <td>教育委員会表彰特別表彰</td> <td>教育委員会が別に指定する日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(感謝状の授与)</p> <p>第5条 (略)</p>	対象者	表彰の種類	表彰の時期	下記以外の者	教育委員会表彰	二宮町表彰と同日	第3条第3号①のうち公的機関以外が主催する大会において該当する者	教育委員会表彰特別表彰	教育委員会が別に指定する日	<p>① 児童・生徒については、文化及び各種競技では県大会で3位まで又は、関東ブロック以上の大会出場した成績をおさめた者とする。 <u>ただし、公的機関の主催によるものとする</u></p> <p>②・③ (略)</p> <p>(感謝状の授与)</p> <p><u>第4条</u> (略)</p>
対象者	表彰の種類	表彰の時期								
下記以外の者	教育委員会表彰	二宮町表彰と同日								
第3条第3号①のうち公的機関以外が主催する大会において該当する者	教育委員会表彰特別表彰	教育委員会が別に指定する日								



## 令和5年度 全国学力・学習状況調査の結果について

二宮町教育委員会

### 1 はじめに

令和5年4月に実施された「令和5年度全国学力・学習状況調査」について、このみや学園二宮町立小・中学校の調査結果の概要をお知らせします。二宮町教育委員会では、調査結果及び課題等を公表することにより、町民の皆様をはじめ児童生徒に関わる様々な立場の方に関心をもつていただき、二宮町の学校における教育指導の充実や児童生徒の学習意欲の向上につなげていきたいと考えております。

本調査の結果は町全体のものであり、各学校や児童生徒個人の学力や学習状況を表すものではありません。また、本調査は児童生徒が身に付けるべき学力の特定の一部であり、学校における教育活動の一側面の結果です。

町民の皆様におかれましては、本調査の目的及び結果公表の趣旨をご理解いただくとともに、数値結果だけを重視するのではなく教育の過程も考慮いただき、本町の児童生徒の健全育成のために公表資料を有効にご活用くださいますようお願いいたします。

### 2 調査の概要

#### (1) 調査の目的

- ・義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。
- ・学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。
- ・以上のような取組みを通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

#### (2) 調査の内容

- ・教科に関する調査（国語、算数/数学、英語）
- ・生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査（児童生徒に対する調査、学校に対する調査）

#### (3) 実施期日

令和5年4月18日（火）

※英語「話すこと」については、二宮中学校は、令和5年4月18日（火）

二宮西中学校は、令和5年4月20日（木）

#### (4) 調査を実施した児童生徒数

小学校 6年生 175人（3校合計）

中学校 3年生 176人（2校合計） ※数学、英語（話すこと）についてはそれぞれ175人、174人

### 3 調査の結果について

#### (1) 教科に関する調査の平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差

※ 平均正答数：児童生徒の正答数の平均。(正答数の平均/総問題数)

平均正答率：児童生徒の平均正答数を百分率で表示。ただし、小数点以下第1位の数値を公表することで、数値データによる単純な比較が行われ、序列化や過度な競争を助長する一つの要因として考えられることから、文部科学省は都道府県別の平均正答率を整数値で公表。都道府県に対しても同様の配慮を求めていることから、二宮町の平均正答率も小数点以下第1位を切り捨てて表示。

中央値：集団のデータを大きさの順に並べたときに真ん中に位置する値。

標準偏差：集団のデータの平均値からの離れ具合(散らばりの度合い)を表す数値。標準偏差が0とは、ばらつきがない(データの値が全て同じ)ことを意味する。

[小学校]

	平均正答数	平均正答率	中央値	標準偏差
国語	9.5 問/14 問	68%	10.0 問	3.3
算数	10.1 問/16 問	63%	10.0 問	3.6

[中学校]

	平均正答数	平均正答率	中央値	標準偏差
国語	10.7 問/15 問	72%	11.0 問	3.2
数学	8.3 問/15 問	55%	9.0 問	4.0
英語	8.3 問/17 問	49%	8.0 問	4.2
英語 (話すこと)	0.8 問/5 問	15%	0.0 問	1.1

#### (2) 各教科の結果概要について ※本町の平均と全国の平均が5%以上の差があるもの

[小学校：国語]

○良好な状況と考えられる主な設問(※本町の平均が全国の平均を5%以上、上回っている問題)

問題番号	問題の概要	出題の趣旨	評価の観点	問題形式
1 三(1)ア	【川村さんの文章】の下線部アを、漢字を使って書き直す(いがい)	学年別漢字配当表に示されている漢字を文の中で正しく使うことができるかどうかをみる	知識・技能	短答式
1 四	【川村さんの文章】の特徴の説明として適切なものを選択する	文章の種類とその特徴について理解しているかどうかをみる	知識・技能	選択式

○課題があると考えられる主な設問(※本町の平均が、全国の平均を5%以上、下回っている問題)

問題番号	問題の概要	出題の趣旨	評価の観点	問題形式
3 二	寺田さんと山本さんが、どのような思いでボランティアを続けているのかについて、分かったことをまとめて書く	目的や意図に応じ、話の内容を捉え、話し手の考えと比較しながら、自分の考えをまとめることができるかどうかをみる	思考・判断・表現	記述式

※「解答時間が十分でしたか」に対して、肯定的な割合は、県・全国より5%以上低い。

〔小学校・算数〕

○良好な状況と考えられる主な設問（※本町の平均が全国の平均を5%以上、上回っている問題）

問題番号	問題の概要	出題の趣旨	評価の観点	問題形式
1 (3)	椅子4脚の重さが7kgであることを基に、48脚の重さの求め方と答えを書く	伴って変わる二つの数量が比例の関係にあることを用いて、知りたい数量の大きさの求め方と答えを式や言葉を用いて記述できるかどうかをみる	思考・判断・表現	記述式
3 (1)	2種類の辞典を全部並べた長さを求める二つの式について、それぞれどのようなことを表しているのかを選ぶ	( )を用いた式や、加法と乗法の混合した式を場面と関連付けて読み取ることができるかどうかをみる	思考・判断・表現	選択式

※本町の平均が、全国の平均を5%以上下回る問題はない。

※「解答時間が十分でしたか」に対して、肯定的な割合は、県・全国より5%以上低い。

〔中学校：国語〕

○良好な状況と考えられる主な設問（※本町の平均が全国の平均を5%以上、上回っている問題）

問題番号	問題の概要	出題の趣旨	評価の観点	問題形式
3 三	『判じ絵』とは何かと見出しを付けた部分について、内容のまとまりで文章が二つに分かれる箇所を選択し、後半のまとまりに付ける見出しを書く	具体と抽象など情報と情報との関係について理解しているかどうかをみる	知識・技能	短答式
3 四	『判じ絵』の解説の面白さ」と見出しを付けた部分に具体例として示す「判じ絵」を選択し、その解説の仕方を書く	自分の考えが伝わる文章になるように、根拠を明確にして書くことができるかどうかをみる	思考・判断・表現	記述式
4 三	現代語で書かれた「竹取物語」のどこがどのように工夫されているかについて、古典と比較して書く	文章の構成や展開、表現の効果について、根拠を明確にして考えることができるかどうかをみる	思考・判断・表現	記述式

○課題があると考えられる主な設問（※本町の平均が全国の平均を5%以上、下回っている問題）

問題番号	問題の概要	出題の趣旨	評価の観点	問題形式
4 一	歴史的仮名遣いを現代仮名遣いに直す（いひける）	歴史的仮名遣いを現代仮名遣いに直して読むことができるかどうかをみる	知識・技能	短答式

〔中学校：数学〕

○良好な状況と考えられる主な設問（※本町の平均が全国の平均を5%以上、上回っている問題）

問題番号	問題の概要	出題の趣旨	評価の観点	問題形式
1	-5、0、3、4、7、9の中から自然数を全て選ぶ	自然数の意味を理解しているかどうかをみる	知識・技能	選択式
2	$12(x/4 + y/6)$ を計算する	数と整式の乗法の計算ができるかどうかをみる	知識・技能	短答式
6(2)	はじめの数にかける数が2、たす数が6ならば、計算結果はいつでも3の倍数になることの説明を完成する	目的に応じて式を変形したり、その意味を読み取ったりして、事柄が成り立つ理由を説明することができるかどうかをみる	思考・判断・表現	記述式
7(1)	1961年～1975年の四分位範囲を求める	四分位範囲の意味を理解しているかどうかをみる	知識・技能	短答式
8(1)	晴天大学が駅前を通過した時間と新緑大学が駅前を通過した時間の差について、グラフのどの2点のx座標の差として表れるかを書く	与えられた表やグラフから、必要な情報を適切に読み取ることができるかどうかをみる	知識・技能	短答式

※本町の平均が、全国の平均を5%以上下回る問題はない。

〔中学校：英語〕

○良好な状況と考えられる主な設問（※本町の平均が全国の平均を5%以上、上回っている問題）

問題番号	問題の概要	出題の趣旨	評価の観点	問題形式
5(2)	事実や考えが書かれた英文を読み、考えを表している英文を選択する	「事実・情報を伝える」と「考えや意図を伝える」という言語の働きを理解し、事実と考えを区別して読むことができるかどうかをみる	知識・技能	選択式
6	友達からのメールを読み、相手が示した条件に合うイベントとして最も適切なものを選択する	日常的な話題について、自分の置かれた状況などから判断して、必要な情報を読み取ることができるかどうかをみる	思考・判断・表現	選択式
7(1)	図書館について書かれた英文を読み、文中の空所に入る適切な語句を選択する	文と文との関係を正確に読み取ることができるかどうかをみる	知識・技能	選択式
8(2)	ロボットについて書かれた英文を読み、書き手の意見に対する自分の考えとその理由を書く	社会的な話題に関して読んだことについて、考えとその理由を書くことができるかどうかをみる	思考・判断・表現	記述式
9(1)②	与えられた英語を適切な形に変えたり、不足している語を補ったりして、会話が成り立つように英文を完成させる	疑問詞を用いた一般動詞の2人称単数過去形の疑問文を正確に書くことができるかどうかをみる	知識・技能	短答式
9(2)	メールの英文を依頼する表現に書き換える	「相手の行動を促す」という言語の働きを理解し、依頼する表現を正確に書くことができるかどうかをみる	知識・技能	短答式

1 (1) 話すこと	動物園でのやり取りの中で、留学生の質問を受け、ゾウの誕生日を伝える	日付に関する基本的な表現を理解するとともに、その知識をやり取りの場面において活用できる技能を身に付けているかどうかをみる	知識・技能	短答式／口述式
---------------	-----------------------------------	--	-------	---------

○課題があると考えられる主な設問（※本町の平均が全国の平均を5%以上、下回っている問題）

問題番号	問題の概要	出題の趣旨	評価の観点	問題形式
4	水問題についての話を聞き、話し手の最も伝えたい内容を選択する	社会的な話題について、短い説明の要点を捉えることができるかどうかをみる	思考・判断・表現	選択式

### 課題があると考えられる設問への対応について

学校に対して、令和5年度全国学力・学習状況調査報告書（文部科学省 国立教育政策研究所 令和5年8月）に記載されている指導アイデア等も参考にして、授業の改善や指導計画に反映させていくことを求めています。

<https://www.nier.go.jp/kaiatsu/zenkokugakuryoku.html> （国立教育政策研究所 HP）

### （3）児童生徒質問紙調査の概況について

#### ＜生活習慣や学習環境等に関する調査結果＞（抜粋）

※数値には、「どちらかといえばしている、どちらかといえば当てはまる、ときどきある」の回答を含む

#### 1. 生活習慣や学習環境等に関する調査結果（抜粋）

質問番号	質問内容	小学校（%）			中学校（%）		
		二宮町	神奈川県	全国	二宮町	神奈川県	全国
1	朝食を毎日食べている。	93.7	93.9	93.9	92.7	90.2	91.2
2	毎日、同じくらいの時刻に寝ている。	84.1	79.6	81.0	68.0	73.6	78.0
3	毎日、同じくらいの時刻に起きている。	88.7	89.3	90.5	91.0	88.7	91.3
4	自分には、よいところがあると思う。	83.0	83.5	83.5	73.0	79.3	80.0
5	先生は、あなたのよいところを認めてくれている。	91.5	88.9	89.8	91.0	86.8	87.3
6	先生は、授業やテストで間違えたところや、理解していないところについて、わかるまで教えてくれる。	91.5	91.7	93.0	88.7	87.9	88.9
7	将来の夢や目標を持っている。	82.3	79.6	81.5	67.4	64.8	66.3
8	人が困っているときは、進んで助けている。	92.0	91.3	91.6	85.9	87.7	88.1
9	いじめは、どんな理由があってもいけないと思う。	97.8	96.7	96.9	91.6	94.9	95.5
10	困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる。	64.2	66.3	68.5	61.8	65.6	66.4
11	人の役に立つ人間になりたいと思う。	96.6	95.7	95.9	93.3	94.3	94.6
12	学校に行くのは楽しいと思う。	81.9	85.3	85.3	74.2	82.3	81.8

13	自分と違う意見について考えるのは楽しいと思う。	72.2	76.8	76.5	78.0	78.0	77.6
14	友人関係に満足している。	89.2	89.8	90.3	83.2	88.3	88.7
15	普段の生活の中で、幸せな気持ちになる。	88.6	91.1	91.0	86.0	87.0	86.8
16	家で、自分で計画を立てて勉強をする。 (学校の授業の予習や復習を含む)	67.6	69.2	70.7	57.8	55.3	55.0
23	新聞を読んでいる。	11.4	13.2	12.6	5.6	6.8	8.1
24	読書が好きである。	72.8	69.7	71.8	65.7	62.2	66.0
25 (29)	今住んでいる地域の行事に参加している。	48.3	53.3	57.8	23.6	32.3	38.0
26 (30)	地域や社会をよくするために、何かしてみたい。	74.5	76.5	76.8	62.4	60.8	63.9
27 (31)	外国の人と友だちになったり、外国のことについてももっと知ったりしてみたい。	74.4	73.7	72.5	70.2	69.1	66.8
28 (32)	日本やあなたが住んでいる地域のことについて、外国の人にもっと知ってもらいたい。	74.5	77.4	78.1	55.6	60.9	63.2
29 (33)	5年生まで〔1、2年生のとき〕に受けた授業で、PC・タブレットなどのICT機器を、週3回以上使用した。	97.2	95.3	95.1	95.0	62.5	61.1
29 (33)	5年生まで〔1、2年生のとき〕に受けた授業で、PC・タブレットなどのICT機器を、ほぼ毎日使用した。	79.0	68.2	67.5	65.2	28.8	28.1
30 (34)	5年生まで〔1、2年生〕のときに受けた授業で、PC・タブレットなどのICT機器を使うのは勉強の役に立つ。	97.2	95.3	95.1	95.5	94.3	93.3
32 (36)	5年生まで〔1、2年生のとき〕に受けた授業では自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組み立てなどを工夫して発表していた。	74.1	70.5	62.1	77.2	67.4	63.7
33 (37)	5年生まで〔1、2年生のとき〕に受けた授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた。	80.1	80.0	78.8	77.0	80.4	79.2
34 (38)	5年生まで〔1、2年生のとき〕に受けた授業では、各教科などで学んだことを生かしながら、自分の考えをまとめる活動を行っている。	70.4	75.5	74.4	71.9	70.8	69.1
35 (39)	5年生まで〔1、2年生のとき〕に受けた授業では、自分にあった考え方、教材、学習時間などになっている。	83.5	82.0	82.9	71.3	73.8	74.9
36 (40)	学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができる。	87.0	82.1	81.8	74.1	70.5	62.1
37 (41)	学習した内容について、分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげることができる。	79.0	76.5	77.4	69.7	69.7	69.2
38 (42)	授業で学んだことを、ほかの学習で生かしている。	82.4	82.3	81.9	65.8	70.3	69.9
39 (43)	総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいる。	79.5	76.0	74.8	90.4	75.0	72.6
40 (44)	学級では、学校生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めている。	68.2	75.7	77.2	79.8	78.2	77.9
41 (45)	学級活動における学級での話し合いを生かして、今、自分が努力すべきことを決めて取り組んでいる。	72.8	73.9	75.7	69.7	69.0	71.6
42 (46)	道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいる。	81.2	82.2	83.6	82.6	84.3	86.3

※質問番号が2段ある場合は、上段が小学校の質問番号、下段が中学校の質問番号

## 2. 教科に関すること

### 【国語】

質問 番号	質問内容	小学校 (%)			中学校 (%)		
		二宮町	神奈川県	全国	二宮町	神奈川県	全国
43 (47)	国語の勉強は好きである。	62.5	61.3	61.5	60.7	62.9	61.4
44 (48)	国語の勉強は大切だと思う。	96.0	94.3	94.2	90.5	92.5	92.4
45 (49)	国語の授業の内容をよく分かる。	88.7	85.8	85.7	79.2	81.7	80.0
46 (50)	国語の授業で学習したことは、将来、社会に出たときに役に立つと思う。	94.3	92.8	92.8	87.0	89.2	88.7

### 【算数・数学】

質問 番号	質問内容	小学校 (%)			中学校 (%)		
		二宮町	神奈川県	全国	二宮町	神奈川県	全国
51 (55)	算数（数学）の勉強は好きである。	59.6	61.3	61.4	49.4	58.0	56.7
52 (56)	算数（数学）の勉強は大切だと思う。	93.8	93.8	94.2	72.4	84.0	85.0
53 (57)	算数（数学）の授業の内容がよく分かる。	80.7	80.3	81.2	74.1	74.8	73.3
54 (58)	算数（数学）の授業で学習したことは、将来、社会に出たときに役立つと思う。	93.7	92.7	93.3	60.6	74.7	75.8

### 【英語】

質問 番号	質問内容	小学校 (%)			中学校 (%)		
		二宮町	神奈川県	全国	二宮町	神奈川県	全国
55 (59)	英語の勉強は好きである。	75.5	69.0	69.3	60.7	56.0	51.9
56 (60)	英語の勉強は大切だと思う。	96.6	91.9	91.3	88.2	89.4	88.0

※質問番号が2段ある場合は、上段が小学校の質問番号、下段が中学校の質問番号

「朝食を毎日食べている」「毎日、同じくらいの時刻に起きている」など基本的な生活習慣は小・中学生共にほぼ県・全国の割合と変わらなく良好といえます。しかし中学校では、「毎日、同じくらいの時刻に寝ている」の割合は、県・全国の割合と比べ5%以上下回っています。今後も、学校と家庭と地域が連携・協力して子どもたちの生活を見守り、健全な成長につなげていくことが大切で

「先生は、あなたのよいところを認めてくれる」と回答した中学生の割合は、県・全国より上回っていますが、「自分には、よいところがあると思う」と回答した中学生の割合は、県・全国を下回っています。自分に自信がなかったり、人と比較してしまったりすることがあるかもしれません。自分のよいところを探すためにも、生徒同士が互いのよさを発見し、認め合うことができる機会を設けることが必要であると考えられます。

「学校に行くのは楽しいと思う」と回答した小・中学生の割合は、県・全国を下回っています。その原因の一つとして関係がみられる「友人関係に満足している」と回答した中学生の割合は、県・全国を下回っています。友人関係で否定的な回答の理由には様々あると考えられます。今後子どもたち一人ひとりの思いに寄り添った対応し、魅力ある学校づくりを進めていくことが必要であると考えられます。

「今住んでいる地域の行事に参加している」と回答した中学生の割合は県・全国を下回っています。県・全国の傾向と同じですが、中学生の地域行事への参加は小学生のそれと比べて大きく減少しています。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、地域行事が中止になったことや、中学生は部活動や習い事等で地域の行事に参加したくても参加できなかったことも考えられます。発達段階も考慮しながら地域の一員としての自覚を育むことが望まれます。また「日本やあなたが住んでいる地域のことについて、外国の人にもっと知ってもらいたい」と回答した中学生の割合は県・全国を下回っています。地域の行事に参加することで、日本や地域の良さを実感し、外国の人だけではなく様々な人に日本や地域の良さを伝えたいという気持ちを育てることができると考えられます。

「1、2年生のときに受けた授業で、PC・タブレットなどのICT機器を、週3回以上使用した」と回答した中学生の割合は、県・全国より上回っています。また「5年生まで〔1、2年生のとき〕に受けた授業で、PC・タブレットなどのICT機器を、ほぼ毎日使用した」と回答した小・中学生の割合は、県・全国より上回っています。ICTを活用した授業が日常化してきています。授業の目的に応じてICTを効果的に使うにはどのようにしたらよいか引き続き研究し、授業改善に努めていきます。

「5年生まで〔1、2年生のとき〕に受けた授業では自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組み立てなどを工夫して発表していた」と回答した小・中学生の割合は、県・全国より上回っています。また、「総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいる」と回答した中学生の割合も県・全国より上回っています。総合的な学習の時間で、資料やインターネットなどから必要な情報を集め整理して、教員が発表の方法を指導するなどの活動を取り入れてきました。総合的な学習の時間のみならず、他の教科でも日常的に行ってきたことが大きな要因になっています。小中学校の9年間の学習を見通して、思考力、判断力、表現力等を高めることができるよう授業改善に努めていきます。



「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができる」と回答した小・中学生の割合は、県・全国より上回っています。小中学校の9年間の学習を見通して、主体的・対話的で深い学びを意識した授業を展開できるようになっていることが大きな要因にだと考えます。今後も主体的・対話的で深い学びを意識した授業改善に努めていきます。

「学級生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めている」と回答した小学生の割合は、県・全国を下回っています。多様な意見を尊重し、合意形成を図る力を育成するための対話的な活動を取り入れていくことが大切であると考えます。

「数学の勉強は好きである」「数学の勉強は大切だと思う」「数学の授業で学習したことは、将来、社会に出たときに役に立つと思う」と回答した中学生の割合は、県・全国より下回っています。授業で学んだことを活用した問題解決学習を計画的に取り入れて、数学を学ぶことの良さを実感できるように授業改善に努めていきます。

「英語の勉強が好きである」と回答した小・中学生の割合は、県・全国より上回っています。また「英語の勉強は大切である」と回答した小学生の割合は、県・全国より上回っています。小学校と中学校の英語科の先生と一緒に英語研修会に参加し、授業改善に向けて話し合いを重ねてきました。また、互いの校種でどのように英語の授業を行っているかを把握することで、小中での英語教育のつながりを意識して授業してきました。今後も小中学校間の連携を意識して、英語の授業改善に努めていきます。

#### 4. 本町の児童生徒質問紙調査と教科に関する調査のクロス集計結果

本町の児童生徒質問紙調査の結果と教科に関する調査結果との関係を見ると、次のように回答した本町の児童生徒が、教科の正答率が高い傾向が見られました。

##### 【小学校】

- ・ 毎日、同じくらいの時刻に寝ている。
- ・ 毎日、同じくらいの時刻に起きている。
- ・ 自分と違う意見について考えるのは楽しいと思う。
- ・ 普段の生活の中で、幸せな気持ちになるのがよくある。
- ・ 家で、自分で計画を立てて勉強をしている。(学校の授業の予習や復習を含む)
- ・ 新聞をほぼ毎日読んでいる。
- ・ 読書が好きである。
- ・ 地域や社会をよりよくするために何かしてみたいと思う。
- ・ 外国の人と友達になったり、外国のことについてもっと知ったりしてみたいと思う。
- ・ 5年生までに受けた授業で、自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組み立てなどを工夫して発表した。
- ・ 学習した内容について、分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげることができることができた。
- ・ 道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んだ。

## 【中学校】

- ・朝食を毎日食べている。
- ・地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う。
- ・1，2年生のときに受けた授業では、課題解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいる。
- ・総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んだ。
- ・学級生活をよりよくするために学習活動で話し合い、互いの意見の良さを生かして解決方法を決めている。
- ・道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいる。

### 5 今後に向けて

二宮町教育委員会では、本調査の結果の分析を行い、その結果を各学校に示しました。各学校では課題を明らかにして授業改善や学校経営に反映させています。

今後も、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得とともに、これらを活用して課題解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育む授業づくりに努め、より効果的なカリキュラムマネジメントが行われるよう教育委員会は各学校を支援していきます。

本調査を通じて、基本的な生活習慣や学習習慣の確立、地域社会との関わりは学力向上及び児童生徒の健全育成に大切であることを改めて確認いたしました。二宮町教育委員会では、令和5年度より施設分離型小中一貫教育が始まりました。小・中学校が9年間を見据え共通性と一貫性のある指導支援に取り組んでいきます。また、二宮町内のすべての小・中学校がコミュニティ・スクールになっています。コミュニティ・スクールとして学校、家庭、地域との協働をより一層充実させて効果的な教育活動を進めてまいります。今後ともご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

## 共同学校事務室設置に向けて

現在、各校に配置された事務職員は、各校で業務を行うとともに、学校事務連携組織（事務職員・教育委員会）により、学校事務の効率化や連携強化を図っています。一方で、世代交代により経験の浅い職員が増加傾向にあるとともに、業務が多様化・複雑化しており、今後も見据えると、学校事務の安定化を図るために、事務組織の体制を見直す必要があります。

上記のことを踏まえ、新たな事務組織の体制として、共同学校事務室の設置を検討します。

### ○共同学校事務室とは

- ・従来、学校事務の適正化と効率化を図るため、各教委の中には自主的な運用として学校事務の共同実施を行ってきたが、平成 29 年 4 月、新たに教委が指定する 2 校以上の学校に係る事務をこれらの学校の事務職員が共同して処理する共同学校事務室の設置が制度化された。（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条）
- ・共同学校事務室では、学校事務の共同実施、すなわち、日常は各校で勤務している学校事務職員が、週 1 回程度 1 つの学校に集まるなどして、複数の事務業務を共同で行うことができる。（兼務発令により他校の業務も対応可能になる）
- 学校事務の共同実施により、学校間の事務の標準化・適正化、O J T の実施による事務職員の育成及び資質の向上などが期待される。

### ○現状（5校で6名の事務職員を配置）

- ・二宮小学校 事務職員 2 名（うち 1 名 事務強化加配により配置）
- ・その他 4 校 事務職員 各 1 名
- ➡ 共同事務室加配に変更（拠点校及び室長の設置）
- ※ 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の第 15 条 教職員定数の算定に関する特例に、共同学校事務室を設置した学校には加配が配置できることを明記された。（安定的に人員を配置できる）
- ・近隣市町の設置状況

平成 30 年度	秦野市、大和市、大井町
令和 2 年度	平塚市、中井町、真鶴町
令和 3 年度	横須賀市
令和 5 年度	大磯町

### ○設置目標年度：令和 6 年度

### ○設置に伴い必要になること

- ・（仮称）二宮町共同学校事務室設置規則の制定
- ・県へ加配申請（共同学校事務室加配）
- ・事務職員の兼務発令申請



## 令和5年度 11月教育委員会議定例会予定

- 1 日 時 令和5年11月22日（水） 9時30分から
- 2 場 所 町民センター 2Aクラブ室
- 3 付議事項
  - (1) 令和5年度二宮町教育委員会表彰被表彰者の選考について
  - (2) 令和5年度二宮町一般会計補正予算について
- 4 報告・協議事項
  - (1) 令和6年度予算について

### ※主な行事

11月22日（水）	9時30分	11月教育委員会議定例会	給食試食
	13時00分	学校訪問（山西小学校）	
12月22日（金）	9時30分	12月教育委員会議定例会	
令和6年			
1月 5日（金）	未定	新春のつどい	
1月26日（金）	9時30分	1月教育委員会議定例会	給食試食
	13時30分	総合教育会議	

### ■学校訪問（11月22日 山西小学校）について

当日の議論を深めるため、事前に質問事項を集約します。以下の期日までに、ご報告をお願いします。

- ・報告方法 任意様式（メール本文への入力でも可）  
教育総務課指導班にメールで提出  
([ninomiya-shidou@town.ninomiya.kanagawa.jp](mailto:ninomiya-shidou@town.ninomiya.kanagawa.jp))
- ・報告期日 令和5年11月8日（水）
- ・その他 集約した質問は、当日の学校からの説明または懇談の中で取り扱っていく予定です。（時間の都合により変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。）